

(介護保険)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 一般財団法人太田綜合病院が開設する太田熱海訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、病气やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医師(以下、「主治医」という。)が指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活障害の実態把握に努め、それに主眼をおいた訪問看護やリハビリテーションの提供と、利用者の心身機能、活動及び家庭や社会への参加などの維持・向上を図ることを目的とし、事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉施設との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 太田熱海訪問看護ステーション
2. 所在地 福島県郡山市熱海町熱海5丁目240番地(一般財団法人太田綜合病院附属太田熱海病院 中央棟1階)
3. 出張所名称 太田熱海訪問看護ステーション小磯分室
4. 出張所所在地 福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者
常勤の看護師1名を配置し、利用者の主治医との連絡調整及び従業者を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
2. 看護職員
常勤の看護職員を3名以上(ただし出張所(小磯分室)の常勤の看護職員1名を含む。)配置し、主治医の指示のもとに訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施し報告書を作成する。
3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置し、主治医の指示のもとに訪問リハビリテーションを提供する。
4. その他
常勤の事務職員を1名以上配置し、請求事務等の事務作業補助を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者である一般財団法人太田綜合病院職員就業規則に準じ次の通りとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日とする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日、1月2日、1月3日及び事前に指定した日は除く。

2. 営業時間は、午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後0時30分までとする。
3. 24時間対応体制として電話等により24時間常時連絡が可能であり対応ができる体制を整備する。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

1. 訪問看護の利用希望者又は家族が主治医に申込み、主治医が発行した訪問看護指示書に基づきステーションの看護職員は訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
2. 利用希望者又は家族からステーションに直接申込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書発行を求めよう指導する。
3. 介護保険の訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。
4. 当該訪問看護に係る居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問看護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問看護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次の通りとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置

(実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

郡山市熱海町、片平町、逢瀬町、喜久田町、大槻町、湖南町、本宮市岩根地区

(高齢者虐待防止に関する事項)

第9条 虐待防止のため措置

1. 虐待防止・身体的拘束等に関する担当者を選定する。
虐待防止に関する担当者： 所長（管理者）
2. 虐待防止のための対策を検討する安全管理対策委員会を定期的開催し、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
3. 虐待防止のための指針の整備をする。
4. 看護師等に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
5. サービス提供中に、養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）又は当該事業所従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに虐待防止のための指針に従い、市町村等への通報を行う。
6. ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
7. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとと

もにその方法及び時間、理由等を記録する。

(事故発生時及び緊急時における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するとともに適切な処置を行う。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 看護師等は、前項について然るべき処置を行った場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(訪問看護の利用料)

- 第11条 訪問看護を提供した場合の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとし、法定代理受領サービスである場合は介護保険負担割合証に記載された負担割合の額を利用料として徴収する。
- 2 訪問看護を開始するにあたり、利用者及び家族に対しその趣旨を説明し同意を得る。
- 3 通常の実施地域外への訪問看護を提供した場合は、交通費として片道に限り、事業所を起点として15kmを超えた場合1kmにつき55円(消費税込)を利用者負担とする。
- 4 保険適用外の利用料は次のとおりとする。
- (1) 血糖測定 1回165円
 - (2) 吸引器利用料 1月につき550円
 - (3) 日常生活上必要な物品 実費請求
 - (4) 指定訪問看護と連続して行われる在宅での死後処置18,700円

(秘密保持)

- 第12条 ステーションは、利用者及び家族に係る個人情報について、一般財団法人太田総合病院個人情報保護規程により適切に取り扱う。また、従業者及び従業者であった者が、在職中はもとより退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置をとる。なお、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者及び家族の個人情報を提供しない。

(賠償責任)

- 第13条 事業者がサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(業務継続計画についての取り組み)

- 第14条 ステーション内における急激な感染症の広がりや、非常災害(自然災害等)の発生においても、非常時の体制で可能な限り早期に訪問看護サービスの提供再開を図り、切れ目なく業務を実施していくための業務継続計画を策定する。非常時には、業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 看護師等に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 業務継続計画は、定期的に見直しを行い更新する。

(ハラスメントへの対応)

- 第15条 ステーションは、看護師等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築くことができるよう

に、職場内及び訪問看護サービス提供現場におけるハラスメント対策指針及び対応策を策定し、ハラスメント防止に向けた取り組みを行う。

- 2 ステーションは、次の行為を組織として許容しない。
 - ア. 身体的な力、危険な物を使って危害を及ぼす又は威嚇する言葉と行為
 - イ. 個人の尊厳や人格を傷つけるような言葉や態度及びおとしめたりする行為
 - ウ. 意に沿わない性的言動や行動、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為
- 3 ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント対策指針及び対応マニュアルを基に即座に対応する。
- 4 ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第16条 訪問看護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）及び保健・医療サービス提供者との密接な連携に努める。
- 2 訪問看護計画は、利用者が入院してリハビリテーションを受けていた場合は、入院医療機関のリハビリテーション計画を把握したうえで、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）の作成した居宅介護支援計画（ケアプラン）に沿って作成する。
 - 3 サービス提供を開始するに当たり、「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に対して、速やかに送付する。

(衛生管理について)

- 第17条 ステーションにおいて、感染症等の発生及びまん延の無いように、次に掲げる措置を講ずる。
1. 看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
 2. ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
 3. 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について、看護師等に周知徹底する。
 4. 感染症等の予防及びまん延防止のために、看護師等に対して、併設医療機関の感染対策指針、感染予防対策、感染拡大防止策の周知をはかり、研修及び訓練に定期的に参加させる。

(その他の運営についての重要事項)

- 第18条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員看護師等の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 ステーションは、サービス実施記録を作成し契約終了後5年間保管する。また、利用者及び家族は、当該利用者に関するサービス実施記録を事業者の営業時間内にその事業所において閲覧又は複写物の発行を受けることができる。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、一般財団法人太田総合病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

附則（一部変更）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（一部変更）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（一部変更）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則（一部変更）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則（消費税率引き上げに係る利用料の一部変更等）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則（介護報酬改定及び事業の人員、設備並びに運営に関する基準等の改正に係る一部変更等）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（介護保険利用料の負担割合の変更等）

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附則（従業者の職種の変更等）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則（従業員の員数、その他の利用料の変更等）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附則（実施地域及び交通費の変更）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則（営業日の変更）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則（介護報酬改定及び利用料の変更等）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則（利用料の変更）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附則（一部変更）

この規程は、令和3年4月1日から施行する

附則（第9条（虐待に関する対応方法）の全部改定及び第14条（業務継続計画）、第15条（ハラスメント）、第16条（居宅介護支援事業者等との連携）並びに第17条（衛生管理）の追加）

この規程は、令和6年6月1日から施行する